

新潟県条例第46号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例及び新潟県災害救助条例の一部を改正する条例

(災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部改正)

第1条 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(障害補償)	(障害補償)
<p><b>第6条</b> 従事者の負傷又は疾病が治つた場合において、<u>次項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害</u>が存するときは、<u>障害補償を行う。</u></p> <p>2 <u>障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年内閣府令第68号）別表の例による。</u></p> <p>3 <u>障害補償の額は、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、支給基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>第1級</u> 1,340            (2) <u>第2級</u> 1,190            (3) <u>第3級</u> 1,050            (4) <u>第4級</u> 920            (5) <u>第5級</u> 790            (6) <u>第6級</u> 670            (7) <u>第7級</u> 560            (8) <u>第8級</u> 450            (9) <u>第9級</u> 350            (10) <u>第10級</u> 270            (11) <u>第11級</u> 200            (12) <u>第12級</u> 140            (13) <u>第13級</u> 90            (14) <u>第14級</u> 50</p> <p>4 <u>障害等級に該当する程度の身体障害が2以上ある場合の障害等級は、最も重い身体障害に応ずる障害等級による。</u></p> <p>5 <u>次に掲げる場合の障害等級は、前項の規定にか</u></p>	<p><b>第6条</b> 従事者の負傷又は疾病が治つた場合において、<u>別表に定める等級に該当する障害</u>が存するときは、<u>障害補償として、同表に定める等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</u></p> <p>2 <u>別表に定める等級に該当する障害が2以上ある場合の障害の等級は、最も重い障害に応ずる等級による。</u></p> <p>3 <u>次に掲げる場合の障害の等級は、前項の規定に</u></p>

<p>かわらず、次の各号のうち従事者に最も有利なものによる。</p> <p>(1) 第13級以上に該当する<u>身体障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>身体障害</u>に応ずる<u>障害等級</u>より1級上位の<u>障害等級</u></p> <p>(2) 第8級以上に該当する<u>身体障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>身体障害</u>に応ずる<u>障害等級</u>より2級上位の<u>障害等級</u></p> <p>(3) 第5級以上に該当する<u>身体障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>身体障害</u>に応ずる<u>障害等級</u>より3級上位の<u>障害等級</u></p> <p>6 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの<u>身体障害</u>に応ずる<u>障害等級</u>による障害補償の額を合算した額を<u>超えてはならない</u>。</p> <p>7 <u>既に身体障害</u>のある従事者が、負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる<u>障害等級</u>による障害補償の額を差し引いた額をもつて障害補償の額とする。</p>	<p>かわらず、次の各号のうち従事者に最も有利なものによる。</p> <p>(1) 第13級以上に該当する<u>障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>障害</u>に応ずる<u>等級</u>より1級上位の<u>等級</u></p> <p>(2) 第8級以上に該当する<u>障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>障害</u>に応ずる<u>等級</u>より2級上位の<u>等級</u></p> <p>(3) 第5級以上に該当する<u>障害</u>が2以上ある場合には、最も重い<u>障害</u>に応ずる<u>等級</u>より3級上位の<u>等級</u></p> <p>4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの<u>障害</u>に応ずる<u>等級</u>による障害補償の額を合算した額を<u>こえてはならない</u>。</p> <p>5 <u>すでに障害</u>のある従事者が、負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる<u>等級</u>による障害補償の額を差し引いた額をもつて障害補償の額とする。</p> <p><b>別表</b>（第6条関係） (略)</p>
--	---

(新潟県災害救助条例の一部改正)

**第2条** 新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第6条</b> 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行つた場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであつても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び第4号並びに法第4条第1項第7号及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）<u>第2条第2号</u>の救助については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>	<p><b>第6条</b> 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行つた場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであつても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び第4号並びに法第4条第1項第7号及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）<u>第8条第2号</u>の救助については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。